

現場代理人の兼務に係る取扱いについて

筑西市発注の建設工事における現場代理人の兼務については、下記のとおり取り扱うことにしますのでお知らせします。

記

次のいずれかに該当する場合は、発注者に届出をすることにより、現場代理人を兼務することができます。なお、兼務できる建設工事の数は、①及び③にあつては2件まで、②にあつては支障のない限り認めるものとします。

- ① 設計金額が2,500万円(消費税等を含む)未満の建設工事であること。
- ② 契約工期の重複する複数の建設工事であつて、かつ、それぞれの建設工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであること。ただし、原則として当初契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合とする。
- ③ いずれかの建設工事が災害復旧工事であること。